

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則改正の概要

(背景)

平成 24 年 7 月に開始した固定価格買取制度に伴い増加した太陽光発電施設に係る申請に対し、平成 30 年 4 月以降は植栽・木柵等による修景（遮蔽）の義務化を行ってきた。しかしながら、植栽樹種の選定において、外来種による修景の計画が申請されるなど、生態系への配慮で課題が生じてきた。

(目的)

今回の改正は、植栽による遮蔽を行う場合の基準を明確化することにより、四万十川流域の生態系及び景観の保全に資することを目的とする。

改正のポイント

植栽に係る記載（植栽、緩衝地、緑地）に対し、「在来種」の表現を追加

（施行規則 第 22 条第 2 項、第 22 条第 3 項、第 28 条第 2 項、第 28 条第 3 項）

外来種を排除することで、四万十川流域の生態系及び景観の保全を図る。

なお、樹種については、流域によって植生が異なり、指定することで

かえって景観の調和を妨げる可能性があるため、現行のとおり運用上で

の例示とする。

対象行為：鉦物又は土石の採掘や採取、建築物及び工作物の新築、増築、改築又は移転
盛土又は切土、土石・廃棄物の集積又は貯蔵

規制河川：四万十川本川及び主要 5 支川

規制区域：回廊地区及び保全活用地区

規制規模：施行規則第 25 条及び 29 条による（変更なし）

※改正例

～在来種の中高木による緩衝帯～ ～在来種による高密度の植栽～ ～在来種による緑地を配置～